



金沢市公報

号外第8号の10

平成18年(2006年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ	
訓令甲		金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱の一部改正について (障害福祉課) 4
行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程 (行政経営課)	1	金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正について (環境総務課) 5
金沢市辞令式に関する規程の一部改正について (職員課)	2	金沢市除雪機械等購入費補助金交付要綱の一部改正について (道路管理課) 5
告 示		金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱の一部改正について (住宅政策課) 6
金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱 (住宅政策課)	2	いい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱の一部改正について (") 6
金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (商業振興課)	3	金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の一部改正について (建築指導課) 6
金沢市木の家づくり奨励金交付要綱の一部改正について (農林基盤整備課)	4	
金沢市要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する助成金交付要綱の一部改正について (長寿福祉課)	4	

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第2号

庁 中 一 般

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程

(金沢市役所当直規程の一部改正)

第1条 金沢市役所当直規程(昭和23年訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「金沢市役所本庁及び出先機関」を「金沢市役所」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 当直員は、事務職員、技術職員又は非常勤職員のうちから1人をもって充てる。

第5条第1項中「金沢市役所本庁にあっては総務局総務課長、その他にあっては主管課長(以下「当直命令者」という。)が定め」を「総務局総務課長(以下「総務課長」という。)が定め、」に改め、同条第3項及び第4項中「当直命令者」を「総務課長」に改める。

第8条第3号中「(金沢市役所本庁以外にあっては当直命令者)」を削る。

第16条第2項中「当直命令者」を「総務課長」に改める。

(金沢市職員提案規程の一部改正)

第2条 金沢市職員提案規程(昭和32年訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第7条中「都市政策局長」を「総務局長」に改める。

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第3条 職員の勤務時間に関する規程(昭和34年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表市史編さん事務局に勤務する職員の項を削り、同表保育所に勤務する職員の項の次に次のように加える。

こども総合相談センターに勤務する職員	日勤及び夜間勤務	1週間当たり40時間勤務とし、その割振り及び時限は、所長が定める。	4週間を通じ4日以上とし、その期日は、所長が定める。	勤務時間6時間を超え8時間までは45分、8時間を超えるときは1時間とし、その時限は、所長が定める。
--------------------	----------	-----------------------------------	----------------------------	---

別表こども療育センターたんぼぼ園に勤務する職員の項を削る。

(職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部改正)

第4条 職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程(昭和47年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第1項中「福祉指導監査室」を「福祉指導監査課」に改める。

(金沢市助役事務分担規程の一部改正)

第5条 金沢市助役事務分担規程(平成8年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号サ中「消防本部」を「消防局」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第3号

庁 中 一 般

金沢市辞令式に関する規程(昭和51年訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

別表第19項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「調整手当」を「地域手当」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第76号

金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱を次のように定める。

平成18年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例(平成13年条例第5号。以下「条例」という。)

第9条の規定に基づき、まちなかにおいて共同住宅(分譲を目的とするものに限る。以下「マンション」という。)

の住戸を購入した者に対する奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) まちなか 条例第2条第1項に規定するまちなかの区域をいう。

(2) 住戸 マンションの専有部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項に規定する専有部分をいう。)で、居住の用に供するものをいう。

(3) 認定マンション 市長が定めるマンションの仕様、規模等に係る基準に適合するものとして次条第1項の市長の認定を受けたマンションをいう。

(4) 借入金等 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する借入金又は債務(土地又は土地を使用するための権利の取得(以下「土地等の取得」という。)に要する資金に充てるための借入金及び当該土地等の取得の対価に係る債務を除く。)をいう。

(マンションの認定)

第3条 まちなかにおいてマンションを新築し、及び分譲しようとする者は、当該マンションを新築する前に、当該マンションが奨励金の交付の対象となる旨の市長の認定を受けることができる。

2 前項の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(奨励金の交付)

第4条 奨励金は、自己の居住の用に供するため、認定マンションの住戸（新築後使用されたことのない住戸に限る。）を購入した者で、当該認定マンションの住戸の購入に係る借入金等を有しているものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、認定マンションの住戸の購入に係る借入金等の額（この額が当該認定マンションの住戸の購入額（土地等の取得に係るものを除く。）を超える場合については、当該購入額に相当する額とする。）の5パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、1,000,000円を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次条第1項の規定による奨励金の交付の申請をする者が認定マンションの住戸を共有する場合の当該奨励金の限度額は、前項に定める限度額にその者の持分を乗じて得た額以内の額とする。

(交付の申請等)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して6箇月を経過する日までに、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

(1) 購入日（認定マンションの住戸の購入に係る売買契約を締結した日をいう。以下同じ。）が完成日（認定マンションについて建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の交付を受けた日をいう。以下同じ。）前の日である場合 完成日

(2) 購入日が完成日後の日である場合 購入日

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請をした者に通知する。

3 第1項の規定にかかわらず、完成日から起算して2年を経過する日後に認定マンションの住戸の購入に係る売買契約を締結した者は、同項の規定による申請をすることができない。

(交付の決定の取消し等)

第7条 市長は、奨励金の交付を受けた者が当該奨励金の交付の対象となった認定マンションの住戸に係る借入金等の全部又は一部を当該借入金等の借入日又は発生の日から5年を経過する日までの間において繰り上げて返済することにより、当該借入金等に係る償還期間又は割賦期間が10年未満となったときは、奨励金の交付の決定を取り消し、又はその全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(適用除外)

第8条 市長は、次に掲げる者には、奨励金を交付しない。

(1) 過去にこの要綱の規定による奨励金の交付を受けた者

(2) 認定マンションの住戸の購入に関し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるもので市長が指定するものの交付を受けた者

(3) 市税を滞納している者

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

2 この告示は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第3条第1項の市長の認定を受けたマンションで、その完成日から起算して2年を経過する日までの間に第6条第1項の規定による交付の申請がなされたものについては、なおその効力を有する。

●金沢市告示第77号

金沢市産業振興資金融資要綱（平成13年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

附則第3項中「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

●金沢市告示第78号

金沢市木の家づくり奨励金交付要綱（平成16年告示第58号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 この告示は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条第1項の規定による認定の申請がなされたものについては、なおその効力を有する。

●金沢市告示第79号

金沢市要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する助成金交付要綱（平成12年告示第65号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

第4条中「居宅支援住宅改修費」を「介護予防住宅改修費」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

●金沢市告示第80号

金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱（昭和54年告示第34号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

第3条第1項第1号ア中「当該身体障害者手帳」を「市長が作成する当該身体障害者に係る身体障害者更生指導台帳（以下「台帳」という。）に、「級別（以下この号において「級別」という。）を「当該障害に係る級別」に改め、同号イ中「級別」を「台帳に記載されている当該障害に係る級別」に、「1級又は2級」を「1級から3級まで」に改め、同号ウ中「級別」を「台帳に記載されている当該障害に係る級別」に改め、同号エ中「級別」を「台帳に記載されている当該障害に係る級別」に改め、「（1月から6月までにおける申請にあっては前々年分の、7月から12月までにおける申請にあっては前年分の所得税が非課税の者に限る。）」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成事業の対象としない。
 - (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定に基づく運転免許証の交付を受けた者で、自ら自動車を使用するもの
 - (2) 申請の日の属する年の前年（その日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年）分の所得税が課される者
 - (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設（救護施設、更生施設及び授産施設に限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設（養護老人ホームに限る。）、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する介護保険施設又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所し、又は入院している者

第7条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 障害者支援施設等に入所し、又は入院したとき。

「
様式第1号中 氏名 を 氏名 生年月日 年 月 日 に、
」

「
利用者番号 第 号 を
」

「

利用者番号	第	号
-------	---	---

福祉タクシー乗車券の交付に必要な税関係情報及び施設入所に関する情報の記録を
市長が調査することに同意します。 に改める。

氏名 印

様式第3号中

返納する理由	1 死亡 2 障害の程度の変更により、助成の対象者でなくなった。 3 本市に住所を有しなくなった。
--------	---

を

「

返納する理由	1 死亡 2 障害の程度の変更により、助成の対象者でなくなった。 3 障害者支援施設等に入所し、又は入院した。 4 本市に住所を有しなくなった。
--------	---

に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から同年9月30日までの間における改正後の第3条第2項の規定の適用については、同項第3号中「又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設」とあるのは「、身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設に限る。）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条第1項に規定する知的障害者援護施設（知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に限る。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に限る。）若しくは同法第27条第2項の規定により委託を受けた指定医療機関」とする。

●金沢市告示第81号

金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱（平成7年告示第15号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

目次及び第10条第2項中「金沢市産業廃棄物適正処理調整委員会」を「金沢市産業廃棄物適正処理専門委員会」に改める。

「第5章 金沢市産業廃棄物適正処理調整委員会」を「第5章 金沢市産業廃棄物適正処理専門委員会」に改める。

第24条の見出し中「金沢市産業廃棄物適正処理調整委員会」を「金沢市産業廃棄物適正処理専門委員会」に改め、同条中「金沢市産業廃棄物適正処理調整委員会」を「金沢市産業廃棄物適正処理専門委員会」に、「調整委員会」を「委員会」に改め、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第15条の2第3項（法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。）の意見に関する事項

第25条第1項中「調整委員会」を「委員会」に改める。

第26条中「調整委員会」を「委員会」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第27条及び第28条中「調整委員会」を「委員会」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

●金沢市告示第82号

金沢市除雪機械等購入費補助金交付要綱（昭和52年告示第63号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

第3条中「町内会」を「町会」に改め、「もの」の次に「(以下「町会等」という。）」を加える。

第4条中「500,000円」を「700,000円」に改める。

第5条中「団体」を「町会等」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

第6条 本市から除雪機械の購入費に対する補助金の交付を受けた町会等は、第3条の規定にかかわらず、当該補助金の交付を受けた日（以下「交付日」という。）の属する年度から、交付日から10年を経過した日の属する年度まで、この要綱による補助金（当該除雪機械に代えて新たな除雪機械を購入するための補助金に限る。）の交付を受けることができないものとする。ただし、災害等の理由により市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分からの補助金について適用する。

●金沢市告示第83号

金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（平成16年告示第59号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

第2条に次の1号を加える。

(7) 若年者 第5条第1項の規定による申請を行う年度の4月1日における満年齢が40歳未満の者をいう。

第4条第1項第1号中「次号において」を「以下」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項各号」を「これらの規定」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定に該当する者が若年者である場合には、同項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の2.5パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、500,000円を超えないものとする。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 この告示は、平成23年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに第5条第1項の規定による認定の申請がなされたものについては、なおその効力を有する。

様式第1号中 「

10	駐車場等土地活用型個人住宅	該当する	該当しない
----	---------------	------	-------

」を

「

10	駐車場等土地活用型個人住宅	該当する	該当しない
11	若年者加算の場合の申請者の年齢 (申請する年度の4月1日現在)		歳

」に、「11」を「12」

に、「12」を「13」に、「13」を「14」に改める。

附 則

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成18年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第84号

いい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱（平成16年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 この告示は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条第1項の規定による認定の申請がなされたものについては、なおその効力を有する。

●金沢市告示第85号

金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成16年告示第61号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

第2条第3号中「第2条」を「第6条第1号」に改める。

第5条第3号中「補助金」の次に「(住宅・建築物耐震改修等事業に係る国の補助金を除く。)」を加える。

別表中

耐震改修工事	耐震改修工事に要する費用の100分の6.6に相当する額以内の額とし、その額は、当該耐震改修工事に係る既存建築物の延べ面積に、1平方メートル当たり47,300円(免震工法によるものにあつては、100,000円)を乗じて得た額(その額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を超えないものとする。
--------	--

を

耐震改修工事	耐震改修工事に要する費用の100分の7.6(住宅・建築物耐震改修等事業に係る国の補助金の交付の対象となるものにあつては、100分の15.2)に相当する額以内の額とする。この場合において、耐震改修工事に要する費用の限度額は、当該耐震改修工事に係る既存建築物の延べ面積に、1平方メートル当たり47,300円(免震工法によるものにあつては、100,000円)を乗じて得た額(その額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を超えないものとする。
--------	--

に改め

る。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分からの補助金について適用する。

平成18年(2006年)3月31日 印刷
平成18年(2006年)3月31日 発行

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄